

令和5年11月27日（月）

令和5年12月定例会 総務厚生常任委員会行政視察報告

令和5年11月6日から7日までの間に実施しました、総務厚生常任委員会の行政視察の内容と主な成果について、ご報告申し上げます。

初めに、倉敷市役所にて「乗合タクシー制度」について事業実施に係る背景や経緯、事業内容、事業効果、特に重点的に取り組んでいる事項、さらには現在の課題、問題に関して受講しました。

講師は、倉敷市建設局 都市計画部 交通政策課の村山勝己主幹で、現在の人口が約48万人、面積が約355平方キロメートルの倉敷市の成り立ちから、人口分布や高齢化の状況、鉄道・路線バスの状況などを詳しく説明されました。

昭和3年に市制施行し、昭和30年代より工場誘致により水島臨海工業地帯の形成が進み、昭和42年に倉敷市・児島市・玉島市の3市が合併、昭和47年に茶屋町を編入し、平成14年に中核市に移行した後、平成17年には船穂町・真備町を編入しています。また、「乗合タクシー制度」事業の背景として、路線バスの運行状況が幹線以外は1日10往復を下回る路線が多く、学生の通学利用がほとんどで日中の利用者が極端に減少してきている。その結果、平成13年度以降、縁辺部（総社市と隣接する北側の端など）をはじめ、多くのバス路線が廃止になりました。また、廃止とまではならなかったものの減便が進み、さらに利用者が減少するという悪循環が生まれています。平成13年度と比較し、現在のバス利用者数は60%、バスの走行距離も同67%に減少しているといえます。

また、タクシーの状況として、市内に23のタクシー営業所があり、ほぼ市内全域カバーしていますが、車両数や運転手は減少傾向で、運転手の高齢化に伴う人員不足がタクシー業界全体の課題となっています。

このような時代背景から、倉敷市における公共交通の課題として、「利用者減少により公共交通の存続危機、公共交通の不便地域が広く手軽に利用できない、利用者ニーズと実際のサービスレベルの乖離、自動車への過度な依存」などをあげていました。

そこで、平成17年からコミュニティタクシー（乗合タクシー）を3つの地区でスタートさせました。これは、公共交通が利用できない交通不便地域の移動手段を確保するため、地域が主体となって運行するコミュニティタクシーなどを支援する、市の制度です。

この「地域が主体となって」という点が大きな特徴で、利用者ニーズの高い地域で、例えば「庄新町地区乗合タクシー運営委員会」や「NPO法人地域の公共交通を守る会」など運営主体となっていて、300円～600円の利用料金では赤字となるので、その赤字分の9割を市が補助、残りの1割を地域（自治会などの運営委員会）が負担している点です。運行費赤字部分の補助に加え、利用促進のための啓発事業費についても9割の補助をしていますので、積極

的にPRして利用促進をする地区では、地域負担を減らすことができます。

また、コミュニティタクシーは、セダン型（4人乗り）やジャンボ型（9人乗り）のタクシー車両などを用いて、設定されたコース（停留所）を決められた時間に運行する乗合タクシーで、平成17年からの地区やその後運行を開始した7地区、主たる運行業者は(株)平和タクシーコーポレーションです（約7割）、その他(株)日の丸タクシー、岡山交通(株)倉敷営業所が担っております。路線バスに比べ運行コストが低いため、小規模地域でも導入でき、利用者のニーズにも対応しやすいため、自分たちで便利にしていくことが可能な公共交通と説明がありました。

また、65歳以上の高齢者に発行しているコミュニティタクシー利用者証や、障がい者手帳、免許返納者へ配付される県発行の「おかやま愛カード」の提示により、コミュニティタクシー料金が100円割引となります（割引分は市が負担する。）。

村山講師は、コミュニティタクシー制度の課題として、新規参入してくれるタクシー業者不足（乗務員不足）、地域の運営組織の立ち上げ、地域負担についての合意形成が困難、例えば、小規模な自治会、自治会がない地域への導入が困難、制度の恩恵を受ける地域が限定的になってしまう、他の公共交通機関と競合しないように調整などといった多くの課題をあげられました。

委員からは、利用者は自治会員限定なのか、利用者の固定化はないかなど、多くの質疑がなされ、自治会員以外のニーズは少ないが、制度的には利用が可能で、利用者の固定化についてはコミュニティタクシーの認知がまだ低いかもしれないので、お得意さんは多いといった説明がなされました。さらには、今後の交通政策の取組について、本市の課題を共有した上で、今後の倉敷市担当者の意向などの話もあり、深掘りされた議論ができとても有益でした。

次に、岡山市の「ヤングケアラーの取組」について、事業内容や効果、課題に関して、こども福祉課、保健福祉企画総務課、教育支援課の3課から話を伺いました。

まず、岡山市 岡山っ子育て局 こども福祉課より、国の動きを受け、市においても「ヤングケアラー」に該当するよう保護児童対策地域協議会の登録児童もいることから、令和4年度から各地域こども相談センターに窓口を設置しています。こども相談センターは6地域にあり、計18人の相談員がいますとの説明がありました。同センターのこども相談主事が兼務しているヤングケアラー・コーディネーターの必要資格や市内小中高への周知活動により、「ヤングケアラー」という言葉を知ってもらい、どういうものかという知識を深めることにつながっていることや、ヤングケアラー・コーディネーターを配置することにより、ヤングケアラーに気づくアンテナを高めることにつながる効果を説明されました。ヤングケアラーの把握件数については、令和4年度で48件（内、小学生21件、中学生19件、高校生8件）で、学校との連携窓口は6か所の地域こども相談センターの子ども相談主事（ヤングケアラー・コーディネーター）が主に担当し、虐待と判断する場合は、ケースの課題に応じて福祉事務所や保健センター等への機関へつないでいます。

教育支援課より、平成19年に「岡山っ子育成条例」のパンフレットを小学校入学時に配布し、「こどもたちが愛されている」ということを伝えているということや、教職員向けには、これまでヤングケアラーという言葉を知らないで「単に手伝いをがんばっている」と認識されていたことなども説明されました。また、教育相談室には、不登校、虐待、ヤングケアラー、ひきこもり等の相談があることも示されました。今後の取組として、一人1台端末を使ってこどものSOSを捉えるために「心の健康観察」というアプリを使った仕組みづくりを行いたいとの話もありました。

委員からは、公的サービスをこれまで受けられなかった児童生徒は減少したか、教育委員会からのアプローチについて、実態把握アンケートの結果によりヤングケアラーと思われるケースへの対応方法など多くの質疑がなされ、ヤングケアラーが抱える課題は複雑で、必要な支援を探しても具体的なサービスを受けない等のケースも見られるため、学校と連携し課題解決の「糸口を見つけていく」、教育委員会からは児童生徒に対する学期ごとのアンケート調査や、特定のアンケート項目にチェックが入る子どもへの聞き取り、隔週1回の学校全体としてのすり合わせ会議などでこまめに情報を拾うようにしています。ヤングケアラーと思われるケースには学校、相談員、保健センター等への連携を行っているとの回答がありました。

今回の当委員会の行政視察は、現場のタクシー乗務員の話も聞くことができたほか、議論が大いに活発化し、有益な機会であったことを改めて認識したことを申し上げ、総務厚生常任委員会の行政視察報告といたします。